

# 石垣市福祉のまちづくり条例施行規則

平成 10 年 9 月 30 日

規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、石垣市福祉のまちづくり条例(平成 9 年石垣市条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(生活関連施設)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号で規定する規則で定める生活関連施設は、別表第 1の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる施設とする。

(特定生活関連施設)

第 4 条 条例第 21 条に規定する規則で定める特定生活関連施設は、別表第 1の中欄に掲げる施設のうち、同表の右欄に掲げるものとする。

(公共車両等)

第 5 条 条例第 2 条第 3 号で規定する規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (2) タクシー業務適正化特別措置法(昭和 45 年法律第 75 号)第 2 条第 1 項に規定するタクシー
- (3) 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶
- (4) 航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 18 項に規定する定期航空運送事業の用に供する航空機のうち旅客の運送の用に供する飛行機

(平 19 規則 17・一部改正)

(公共的工作物)

第 5 条の 2 条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定める公共的工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 14 号に規定する信号機
- (2) バス停留所
- (3) 案内標識(道路交通法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する道路標識及び生活関連施設に附帯するものを除く。)

(平 19 規則 17・追加)

(整備基準)

第 6 条 条例第 16 条に規定する規則で定める整備基準は、別表第 1の左欄に掲げる区分に応じ別表第 2のとおりとする。

(高齢者、障がい者等の意見を聴く生活関連施設の新築等)

第6条の2 条例第17条の2に規定する規則で定める生活関連施設の新築等は、次に掲げるものの新築又は新設とする。

- (1) 別表第1の中欄に掲げる百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗のうち、当該店舗の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの
- (2) 市が新築する建築物(別表第1に掲げる学校等及び共同住宅又は寄宿舍を除く。)のうち、当該建築物の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
- (3) 市が新設する公園等(別表第1の中欄に掲げるものに限る。)のうち、当該公園等の区域面積が5,000平方メートル以上のもの  
(平19規則17・追加)

(適合証の交付の請求)

第7条 条例第20条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書(第1号様式)に、整備項目表(第2号様式)及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添付して行わなければならない。ただし、条例第21条の規定による協議を行った者の請求については、添付図書を省略することができる。

(事前協議)

第8条 条例第21条の規定による協議は、特定生活関連施設新築等事前(変更)協議書(第3号様式)に、整備項目表(第2号様式)及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添付して特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに行わなければならない。ただし、変更の場合にあっては、特定生活関連施設新築等事前(変更)協議書(第3号様式)に、当該変更に係る図書を添付して当該変更に係る行為に着手する日の30日前までに行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する協議が終了したときは、協議終了通知(様式第3号の2)をするものとする。

(平19規則17・一部改正)

(軽微な変更)

第9条 条例第21条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準に適合している部分を高齢者、障がい者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更
- (2) 工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の3月以内の変更

(平20規則5・一部改正)

(工事完了の届出)

第10条 条例第23条の規定による届出は、特定生活関連施設工事完了届(第4号様式)により行わなければならない。

(勧告)

第 11 条 条例第 25 条第 1 項の規定による勧告は、勧告書(第 5 号様式)により行うものとする。

(公表)

第 12 条 条例第 26 条第 1 項の規定による公表は、石垣市広報への登載その他広く市民に周知する方法により行うものとする。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(2) 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(3) 勧告の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(意見陳述機会の付与)

第 13 条 条例第 26 条第 2 項に規定する意見陳述の方法は、石垣市行政手続条例(平成 9 年石垣市条例第 1 号)第 3 章第 3 節の規定の例により、提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による手続を行わなかったときは、条例第 26 条第 1 項の規定による公表をすることができる。

(適合状況の報告)

第 14 条 条例第 27 条第 1 項の報告は、既存特定生活関連施設適合状況報告書(第 6 号様式)に、整備項目表(第 2 号様式)及び別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(身分証明書)

第 15 条 条例第 28 条第 2 項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(第 7 号様式)によるものとする。

(国等に準ずる者)

第 16 条 条例第 32 条第 1 項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 独立行政法人

(2) 土地開発公社

(3) 沖縄県住宅供給公社

(4) 財団法人沖縄県農業開発公社

(5) 前各号に掲げるもののほか、法令により、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条の規定の適用について国、都道府県、市町村とみなされる法人とする。

(平 19 規則 17・一部改正)

(提出書類及び部数)

第 17 条 条例の規定により市長に提出する書類は、建設部都市建設課に提出しなければならない。

2 提出する書類又は部数は、正本・副本各 1 部とする。

(平 13 規則 8・平 19 規則 17・一部改正)

(補則)

第 18 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 8 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 17 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の石垣市福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に工事に着手する生活関連施設の新築等について適用し、施行日前に工事に着手した生活関連施設の新築等については、なお、従前の例による。

附 則(平成 20 年規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。